

## 【イタリア】付加価値税統一法の制定

主幹 海外立法情報調査室 芦田 淳

\* 2026年1月、付加価値税（imposta sul valore aggiunto. 我が国の消費税に相当する。）に関する従来の規定を調整して統合した立法命令（法律と同等の効力を有する。）が制定された。

### 1 制定の経緯

本稿では、2026年1月19日立法命令第10号「付加価値税に関する立法規定の統一法」（以下「2026年命令」）<sup>1</sup>を取り上げる。立法命令とは、法律により与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する命令で、法律と同等の効力を有する。

2026年命令は、2023年8月9日法律第111号「税制改正についての政府に対する委任」（以下「2023年法」）<sup>2</sup>に基づいて制定された。同法第21条は、2026年12月31日<sup>3</sup>までに統一法を制定することにより、税制を規制する諸規定の組織的な再編を行うため、立法命令を採択する権限を政府に委任している<sup>4</sup>。統一法とは、特定の事項に関係する従来の法令を相互に調整し、1件に統合するものである。委任に際しての原則及び指針としては、①現行の分野別統一法の更新も含め、同種の分野ごとに現行規範を整理することにより、当該規範を正確に特定すること、②必要な改正を行うとともに、法的、論理的及び体系的な一貫性を保障し、高めることにより、現行規範を形式面及び実質面で調整すること、③両立しない規定又はもはや有効でない規定を明示的に廃止することが挙げられている（同条）。この委任に関して、レオ（Maurizio Leo）経済財務副大臣は、2023年法による税制改正の方針として、法に確実性を与えること、つまり、納税者、税務当局、その他全ての利害関係者に対して確実な規則を提供することを挙げた<sup>5</sup>。同副大臣によれば、所得税や付加価値税に関する法制に非常に多くの改正が加えられた結果、その制度はもはや管理不可能なものとなっていた<sup>6</sup>。

### 2 2026年命令の概要

2026年命令は、本則1か条に、全171か条及び附表4部から成る「付加価値税に関する統一法」が付される構成となっている。施行日は2026年1月31日、統一法の規定が適用されるのは、2027年1月1日以降である（2026年命令第171条。以下、条名は、断りが無い限り、同命

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2026年4月7日、[ ]は筆者による補記である。

<sup>1</sup> D.Lgs. 19 gennaio 2026, n.10, Testo unico delle disposizioni legislative in materia di imposta sul valore aggiunto. 以下、法令の法文は、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>）を参照した。

<sup>2</sup> L. 9 agosto 2023, n.111, Delega al Governo per la riforma fiscale. 2023年法は、中道右派政権により提出された法律案（A.C. n.1038, XIX Legislatura.）が基になっており、民主党（中道左派）を始めとした野党の反対はあったものの、2023年8月に上下両院で最終的に可決されて成立した。

<sup>3</sup> 立法命令制定の期限は、当初、2023年法の施行日から12か月以内（つまり、2024年8月29日まで）とされたが、2025年の改正により、このように改められた。

<sup>4</sup> 同条に基づき、付加価値税に関するものに限らず、2024年11月5日立法命令第173号「租税に関する行政罰及び刑罰に関する統一法」（以下「2024年命令」）を始め、2026年命令の制定までに4件の立法命令が制定された。

<sup>5</sup> Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati, Seduta n.136, XIX Legislatura, 10 luglio 2023, pp.6-7. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0136/stenografico.pdf>>

<sup>6</sup> 同副大臣は、1986年に制定された所得税統一法には1,200件を超える改正が加えられ、付加価値税に関しても500件の改正が加えられていると述べた上で、そのさまを「[各成分が]分離したマヨネーズ [una sorta di maionese impazzita]」と表現した。ibid., p.7.

令のものである。)

### (1) 課税対象及び課税標準

国内で行われる、財の譲渡（第5条）、EU域内からの財の取得（第8条）、役務の提供（第10条）及び（EU域外からの）輸入（第11条）が課税対象となる<sup>7</sup>。財の譲渡及び役務の提供における課税標準は、契約条件に基づき譲渡人又は役務提供者に支払われる対価の総額である（第27条）。EU域内からの財の取得の場合も、同様である（第32条）。輸入の場合、輸入された財の価額に、関税額及びEU域内での仕向地までの輸送費用を加えた額が課税標準となる（第33条）。

### (2) 納税義務者等

付加価値税は、課税対象となる財の譲渡及び役務の提供を行う者が納付する義務を負い、当該者は、所定の方法及び期限に従い<sup>8</sup>、行われた全ての取引について一括して国庫に納付しなければならない（第64条）。その際、事業等の遂行のために輸入又は取得した財及びサービスに関して当該者が納付すべき税額を控除することができる（第56条）。EU域内取引に係る付加価値税は、財の譲渡及び取得を行う者が納付する義務を負う（第66条）。また、輸入に係る付加価値税は、取引ごとに評価、算定及び徴収が行われる（第67条）。

### (3) 適用税率

標準税率は課税標準の22%であるが、一部の財及びサービスに対しては、4%、5%又は10%の軽減税率が適用される（第34条、附表A）。各軽減税率の代表的な対象は、次のとおりである。4%とされるのは、乳製品、野菜<sup>9</sup>、果実、穀類、書籍・新聞・雑誌（ポルノ新聞・雑誌等を除く。）、住宅<sup>10</sup>、医療器具、企業・学校の食堂における飲食物の提供サービス等である。5%とされるのは、医療機器・医療用品、美術品・収集対象品・骨董（とう）品<sup>11</sup>、社会的協同組合（社会的弱者の支援等を行う非営利組織）による高齢者・障害者等に対する医療サービス等である。10%とされるのは、食用動物の肉・内臓、甲殻類・貝類、発酵乳、卵、蜂蜜、茶、香辛料、ソーセージ・サラミ、菓子、保存用に処理された野菜及び果実、医薬品、衛生用品、家庭等向けの電力、家庭向けのガス、飲食物の提供サービス、演劇公演等である。さらに、第35条は、これまで9件の関係法令に散在していた、標準税率及び軽減税率の適用に関する特別な事例を集約しており、2026年命令による整理の有用性を示す一例とされる<sup>12</sup>。

### (4) 規定の廃止等

2026年命令に統合された規定を含め、不要な規定を廃止する（第170条）とともに、解釈が不明確であったり、相反する解釈をもたらすおそれのあった規定を立法者が補完するために従来行ってきた真正な（autentica）解釈及び調整のための規範を1条にまとめている（第169条）。

<sup>7</sup> 以下、本項における整理に当たっては、デロイトトーマツ税理士法人『欧州主要国の税法 第3版』中央経済社、2017、pp.259-261を参照した。

<sup>8</sup> 納税義務者は、毎年2月～4月に、納付すべき前暦年分の付加価値税に関する申告書を電子的に提出しなければならない（1998年7月22日大統領令第322号「1996年12月23日法律第662号第3条第136項に基づき、所得税、州生産活動税及び付加価値税に関する申告書の提出方式について定める規則」第8条）。申告書を提出しなかった場合、申告書の対象となる課税期間又は取引について納付すべき税額の120%に相当する過料であって、250ユーロ以上の金額のものが科される（2024年命令第30条）。1ユーロは約183円（令和8年4月分報告省令レート）。

<sup>9</sup> ただし、トリュフには5%（冷凍トリュフ、乾燥トリュフ等には10%）の軽減税率が適用される。

<sup>10</sup> ただし、高級住宅等は軽減税率の対象にならず、さらに所定の条件を満たさない場合、適用税率は10%となる。

<sup>11</sup> 美術品とは絵画、版画、彫刻、タペストリー、陶器、写真等、収集対象品とは切手・印紙、動物・植物・鉱物の標本等、骨董品とは美術品及び収集対象品以外の財であって、100年以上が経過したものを指す（附表D）。

<sup>12</sup> *Il Sole 24 Ore*, 2026.1.31. 2(4)で後述する第169条の規定も、同様の事例とされる。